

赤穂市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月13日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第3号

赤穂市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

赤穂市配食サービス事業実施要綱（平成13年赤穂市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

「300円」を「450円」に改める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。